二　第一種フロン類充塡回収業者が廃棄等実施者に次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「確認証明書」という。）を交付すること。

イ　第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

ロ　フロン類が充塡されていないことを確認した第一種特定製品の種類及び数

ハ　フロン類が充塡されていないことを確認する前の第一種特定製品の所在

ニ　フロン類が充塡されていないことを確認した第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

ホ　確認証明書の交付年月日

ヘ　フロン類が充塡されていないことを確認した日

2　第一種フロン類充塡回収業者は、前項第二号の規定により交付をした確認証明書の写しを当該交付をした日から三年間保存しなければならない。

3　第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項第二号の規定による確認証明書の交付を受けたときは、当該確認証明書を当該交付を受けた日から三年間保存しなければならない。

（第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類充塡回収業者への回収依頼書の交付）

第二十八条　法第四十三条第一項の規定による回収依頼書の交付は、次により行うものとする。

一　（略）

二　引渡しに係るフロン類が充塡されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称及び住所が回収依頼書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

三　（略）

（第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の記載事項）

第二十九条　法第四十三条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　回収依頼書の交付年月日

二・三　（略）

（第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の写し等の保存期間）

第三十二条　（略）

（第一種特定製品廃棄等実施者に送付する引取証明書の記載事項）

第四十四条　（略）

（第一種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の送付）

第四十五条　第四十二条の規定は、法第四十五条第二項の規定による引取証明書の送付について準用する。この場合において、第四十二条第二号中「第一種特定製品廃棄等実施者」とあるのは、「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとする。

（引取証明書の交付等を受けるまでの期間）

第四十六条　法第四十五条第四項の主務省令で定める期間は、回収依頼書又は委託確認書の交付の日から三十日とする。ただし、解体工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付の日から九十日とする。

（第一種特定製品廃棄等実施者の報告）

第四十七条　法第四十五条第四項の規定による報告は、速やかに法第四十三条第一項の規定により交付した回収依頼書の写し又は同条第二項の規定により交付した委託確認書の写しを提出して行うものとする。

（第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類充塡回収業者への書面の交付）

第二十八条　法第四十三条第一項の規定による書面の交付は、次により行うものとする。

一　（略）

二　引渡しに係るフロン類が充塡されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称及び住所が書面に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

三　（略）

（第一種特定製品廃棄等実施者の書面の記載事項）

第二十九条　法第四十三条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　書面の交付年月日

二・三　（略）

（第一種特定製品廃棄等実施者の書面の写し等の保存期間）

第三十二条　（略）

（第一種フロン類引渡受託者に交付する引取証明書の記載事項）

第四十四条　（略）

（第一種フロン類引渡受託者への引取証明書の交付）

第四十五条　第四十二条の規定は、法第四十五条第二項の規定による引取証明書の交付について準用する。この場合において、第四十二条第二号中「第一種特定製品廃棄等実施者」とあるのは、「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとする。

（引取証明書等の交付等を受けるまでの期間）

第四十六条　法第四十五条第四項の主務省令で定める期間は、法第四十三条第一項の書面又は委託確認書の交付の日から三十日とする。ただし、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付の日から九十日とする。

（第一種特定製品廃棄等実施者の報告）

第四十七条　法第四十五条第四項の規定による報告は、速やかに法第四十三条第一項の規定により交付した書面の写し又は同条第二項の規定により交付した委託確認書の写しを提出して行うものとする。